

## 第2章 都市計画対象道路事業の目的及び概要

### 2.1. 都市計画対象道路事業の名称等

#### 2.1.1. 都市計画対象道路事業の名称

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間

#### 2.1.2. 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築

(山梨県環境影響評価条例 第2条 別表 第1号)

#### 2.1.3. 都市計画対象道路事業の実施区域

##### 1) 起終点

起点：山梨県甲府市西下条町付近

終点：山梨県甲府市桜井町付近

##### 2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築がありうる範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」といい、その位置は、図 2-1 及び図 2-2 に示すとおり、山梨県甲府市及び笛吹市に位置する。

#### 2.1.4. 都市計画対象道路事業の規模（対象道路事業に関わる道路の延長）

延長：約 9 km

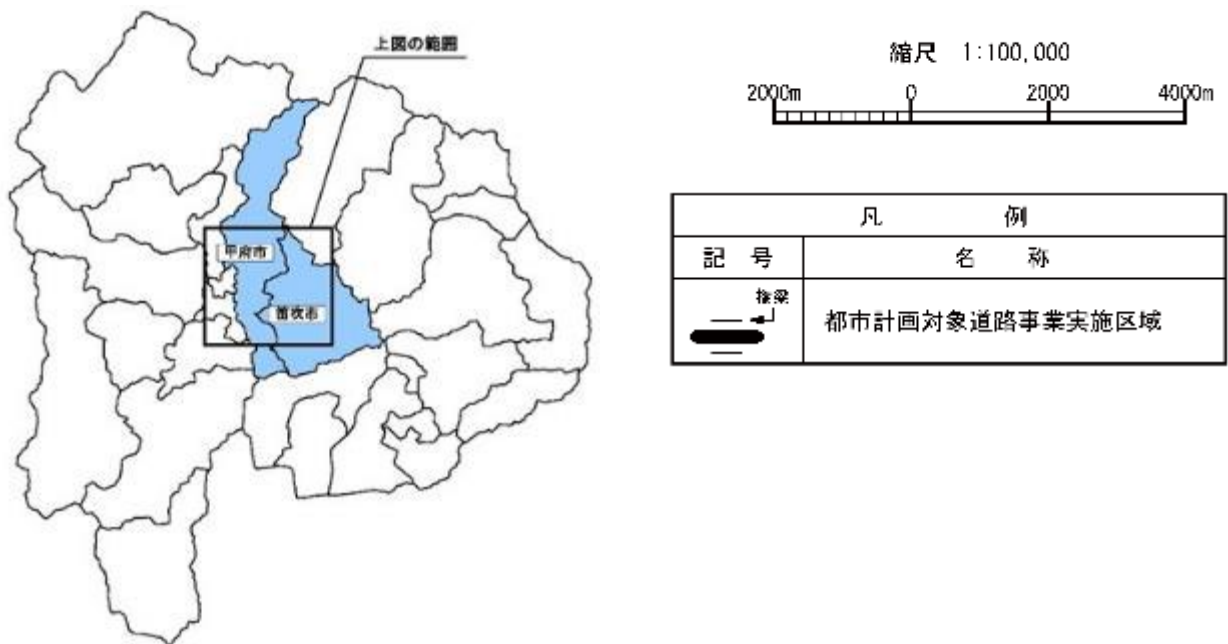
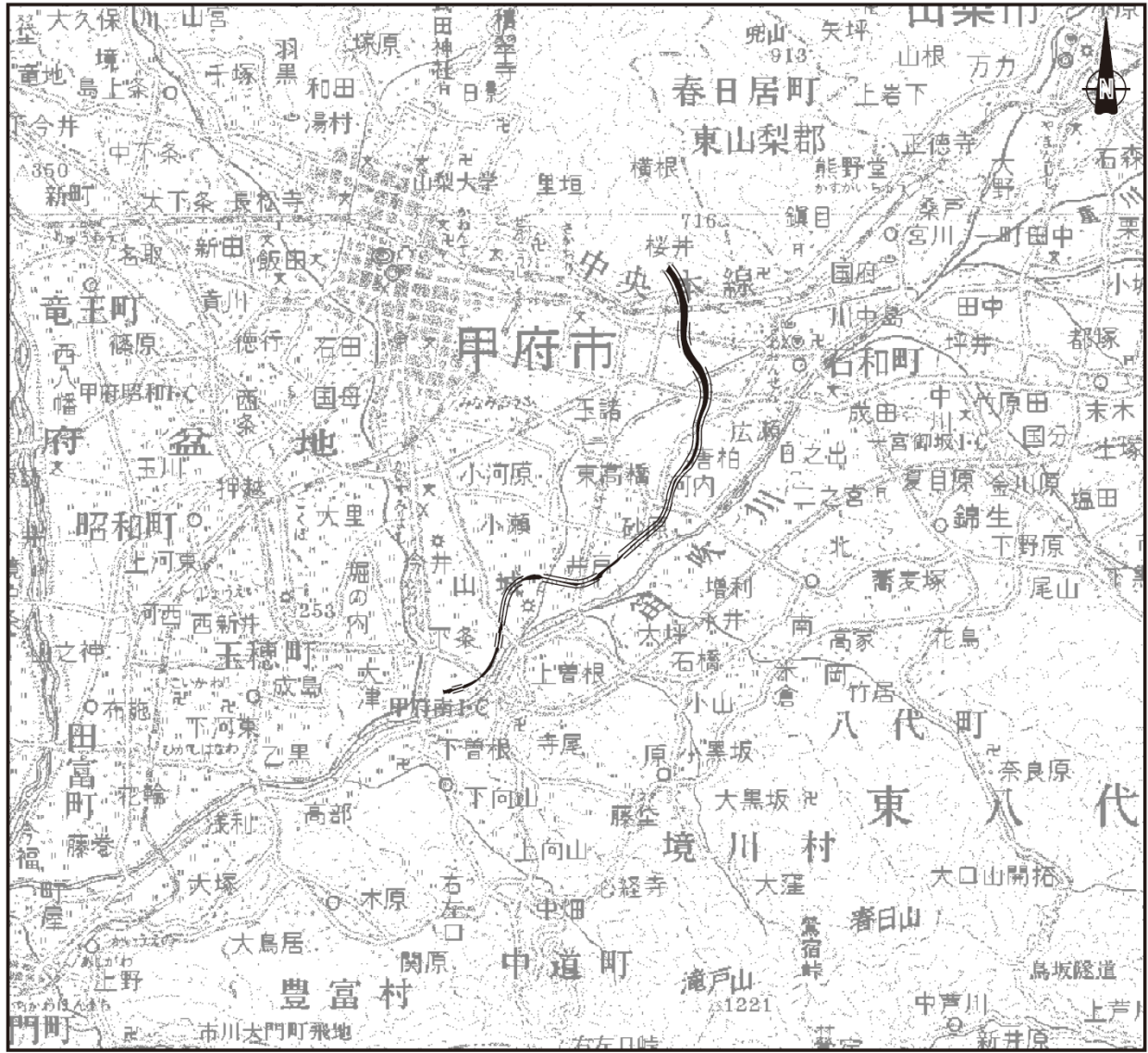
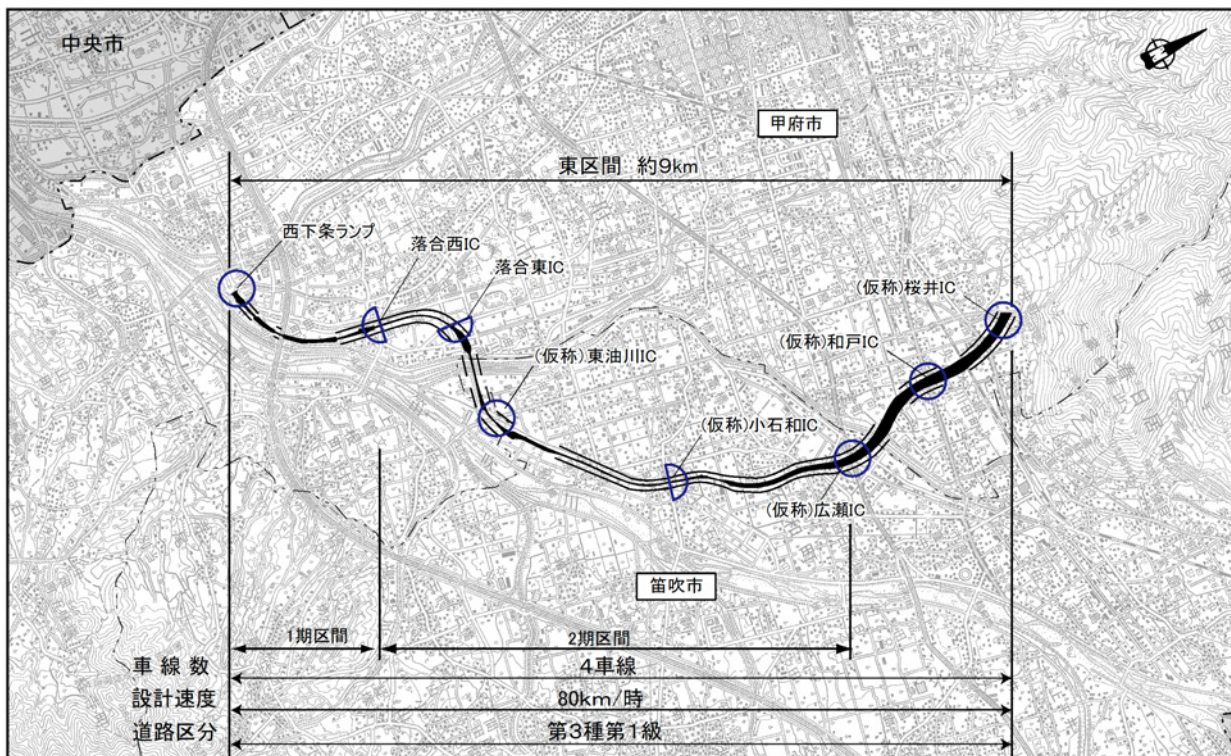
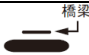


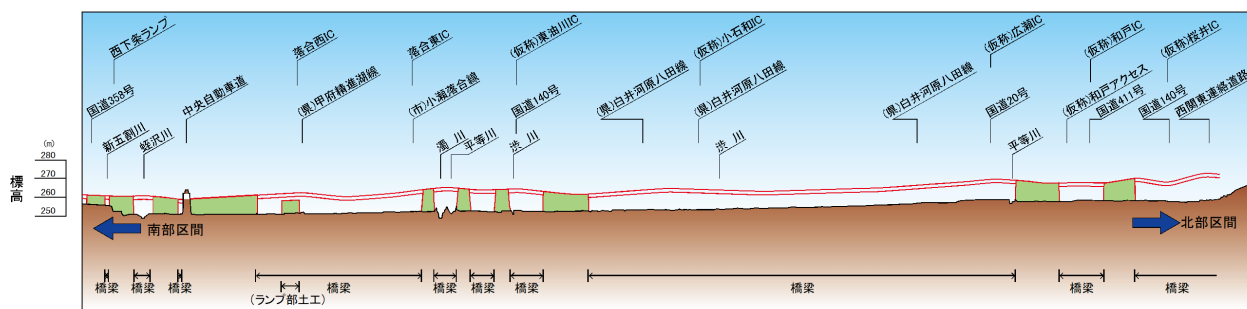


図 2-1 都市計画対象道路事業実施区域位置図



凡 例	
記 号	名 称
---	市界
	橋梁
	都市計画対象道路事業実施区域
	フルインターチェンジ ハーフインターチェンジ

【縦断面図（模式図）】



注) 本図面は縦断面をイメージ的に示したものです。

図 2-2 都市計画対象道路事業実施区域等位置図

## 2.2. 都市計画対象道路事業の目的

### 2.2.1. 事業の目的

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間（以下、「計画路線」という。）は、甲府市西下条町付近を起点とし、甲府市桜井町付近に至る延長約9kmの幹線道路であり、甲府都市圏の環状道路の一部として機能するとともに、中央自動車道・中部横断自動車道・西関東連絡道路等とともに甲府都市圏の骨格となる幹線道路網を形成し、甲府都市圏の朝夕の慢性的な交通渋滞の緩和を図り、特に渋滞の激しい国道20号や国道140号、主要地方道甲府笛吹線の機能回復を図る。

また、定時性確保による主要な観光地の相互連絡強化や、地場産業施設へのアクセス性向上など、観光産業や地場産業への支援により地域活性化に寄与する。

### 2.2.2. 主な整備効果

#### 1) 国道140号の利便性の向上

計画路線の整備により、甲府都市圏の渋滞が緩和され、通勤時間短縮、駅等への定時性確保、救急車の病院到達時間の短縮などの効果が現れる。

計画路線の整備効果としては、既存の国道140号等の走行速度が上がり、利便性が向上し、通勤・通学時間が短縮されるとともに、交通事故の減少が見込まれる。

#### 2) 都市間の連絡性強化

計画路線の整備により、都市間の移動・輸送時間が短縮され、地域の活性化が期待される。

現在、山梨市から南アルプス市までの移動は、混雑時には国道20号や国道140号などを利用しているが、計画路線が整備された場合、都市計画道路甲府外郭環状道路東側区間～南部区間などを利用することによって、約半分の時間で移動が可能になる。

#### 3) 救急医療の搬送時間の短縮

計画路線の整備により、救急救命センターである県立中央病院・山梨大学医学部附属病院へのアクセス時間が短縮され、周辺地域における救急医療サービスの向上が図られる。

#### 4) 周辺地域の魅力の向上

計画路線の整備により、観光客の誘致や農作物や工業製品の出荷等、広域的なつながりが促進され、産業の振興や山梨県の発展に寄与するものと考えられる。

東側区間の周辺地域から中央自動車道や新山梨環状道路の他の区間との連絡性が強化され、地場産業の活性化や観光・レジャー施設等へのアクセス性が向上するなど、周辺地域の活力の向上が図られる。

## 2.3. 都市計画対象道路事業の内容

### 2.3.1. 事業計画の内容

#### 1) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

4車線

#### 2) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

80km/時

#### 3) その他の都市計画対象道路事業の内容

##### (a) 道路区分（種級）

第3種第1級

##### (b) 主な連結部

インターチェンジの位置及び接続道路は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 インターチェンジの概要

名 称	接続道路
西下条ランプ	国道 358 号
落合西 IC	県道甲府精進湖線
落合東 IC	市道小瀬落合線
(仮称) 東油川 IC	国道 140 号
(仮称) 小石和 IC	県道甲府笛吹線
(仮称) 広瀬 IC	国道 20 号
(仮称) 和戸 IC	(仮称)和戸アクセス

#### 4) 計画交通量

計画交通量は「平成 17 年度道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）」（国土交通省）を基に幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した令和 12 年について推計した。

推計結果は図 2-3 に示すとおりである

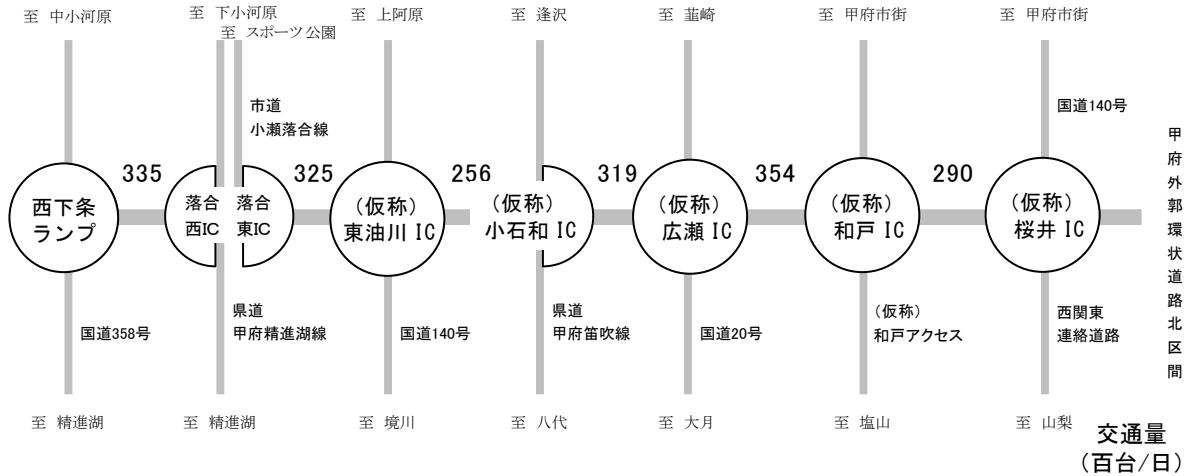


図 2-3 計画交通量（令和 12 年）

#### 5) 道路構造

##### (1) 基本的構造

道路構造は、全線にわたり嵩上式（盛土構造・橋梁構造）を採用した。

計画路線は、事業認定の時期により西下条ランプ～落合西インターチェンジ（1 期区間）、落合西インターチェンジ～（仮称）桜井インターチェンジ（2 期区間）に区分した。

道路構造の種類区分は、表 2-2 に示すとおりである。

なお、本中間報告書は、1 期区間における工事中の事後調査を対象にとりまとめたものである。

表 2-2 道路構造の種類区分

道路構造の種類区分		概ねの位置	延長
1 期区間	嵩上式	甲府市西下条町～甲府市落合町	約 1.6km
2 期区間		甲府市落合町～甲府市桜井町	約 7.5km



## (2) 道路構造の変更

平成 27 年 1 月 26 日、笛吹市長より、特に住宅地域等を中心に可能な限り高架施工による整備を行うことを要望する要望書が提出された。さらに、平成 27 年 3 月 23 日、「新山梨環状道路（東側区間）の全線の高架施工建設を考える保護者の会」より新山梨環状道路（東側区間）の全線を高架施工建設へ変更することを要望する請願書が提出され、計画路線の 2 期区間において道路構造を変更するに至った。

道路構造変更に伴い、道路の存在・供用に係る環境影響のうち、予測・評価時から変化が生じる可能性が考えられる環境影響評価項目について検討を行った。

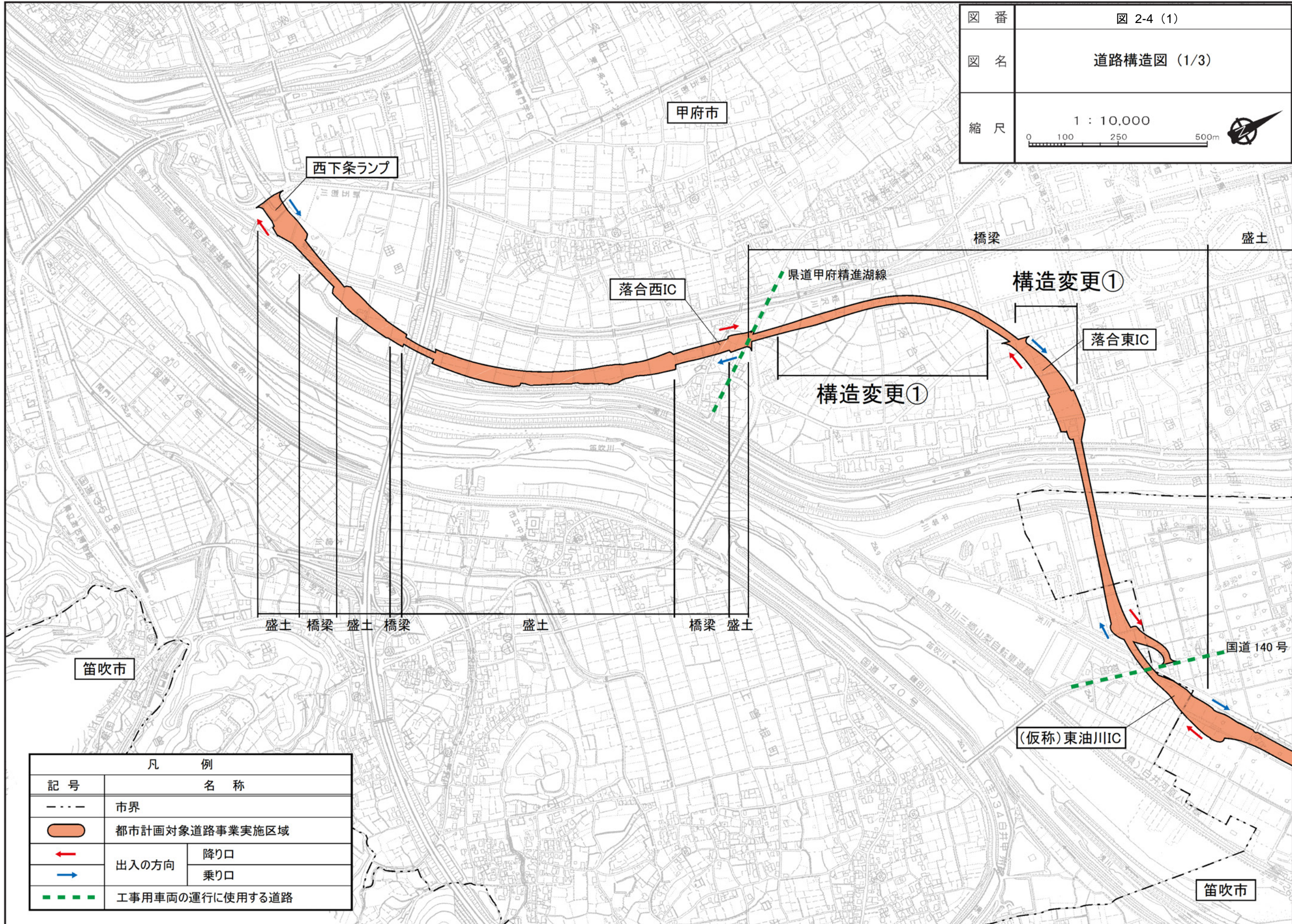
検討内容及び結果は「第 5 章 5.3 道路構造の変更による環境影響の程度及び環境保全措置等の必要性（2 期区間）」に示す。

道路構造の変更の概要は表 2-3 及び、図 2-4 に示すとおりである。

表 2-3 道路構造の変更の概要

区間		内容	事業実施 区域の幅	
2 期 区間	①	落合西 IC～落合東 IC	盛土構造→高架構造	狭くなる
	②	笛吹市石和町砂原地区	盛土構造→高架構造	狭くなる
	③	(仮称) 小石和 IC～(仮称) 広瀬 IC	盛土構造→高架構造	狭くなる

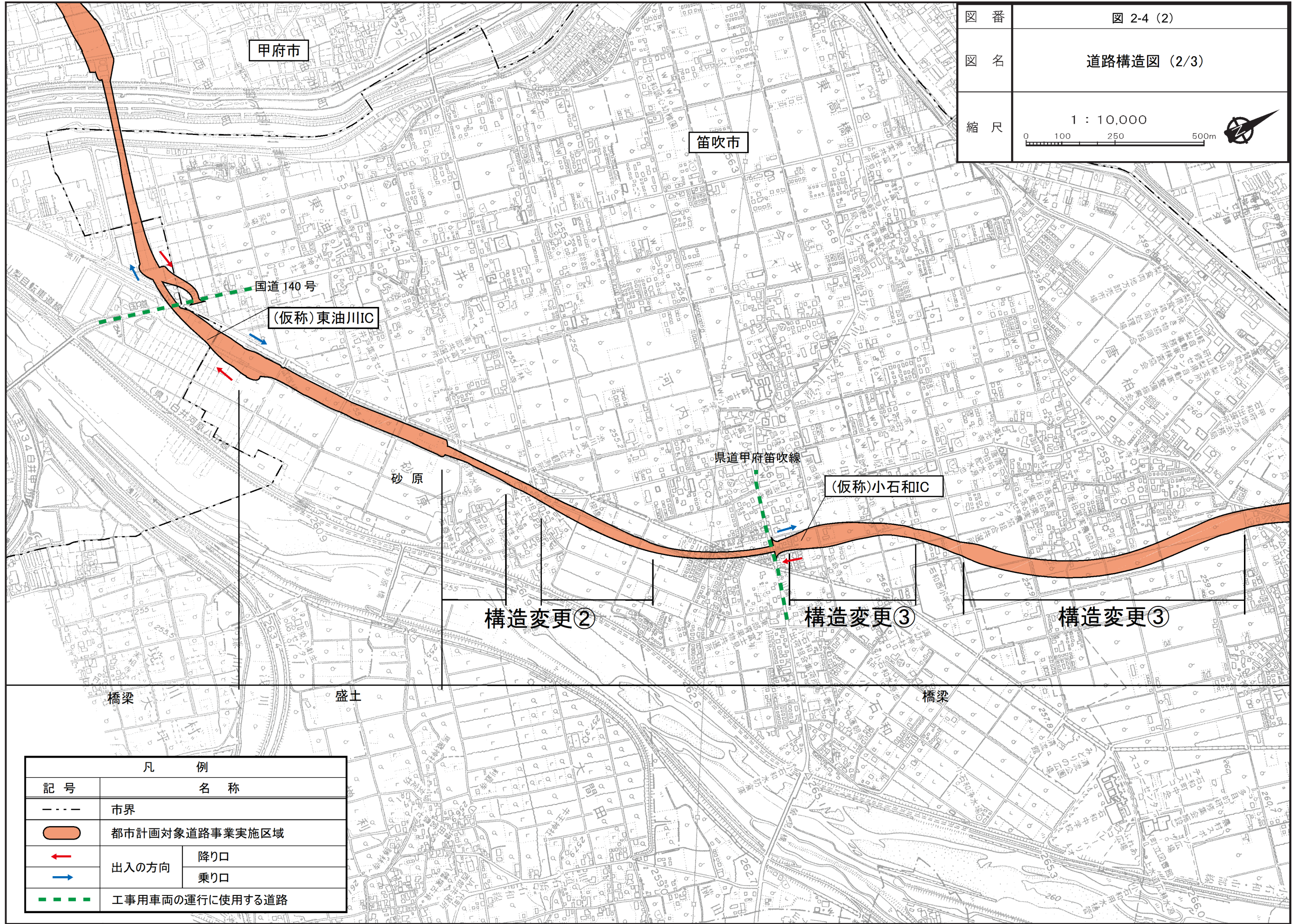




図番	図 2-4 (1)
図名	道路構造図 (1/3)
縮尺	1 : 10,000 0 100 250 500m

凡 例		
記号	名称	
---	市界	
○	都市計画対象道路事業実施区域	
←	出入の方向	降り口
→		乗り口
---	工事用車両の運行に使用する道路	

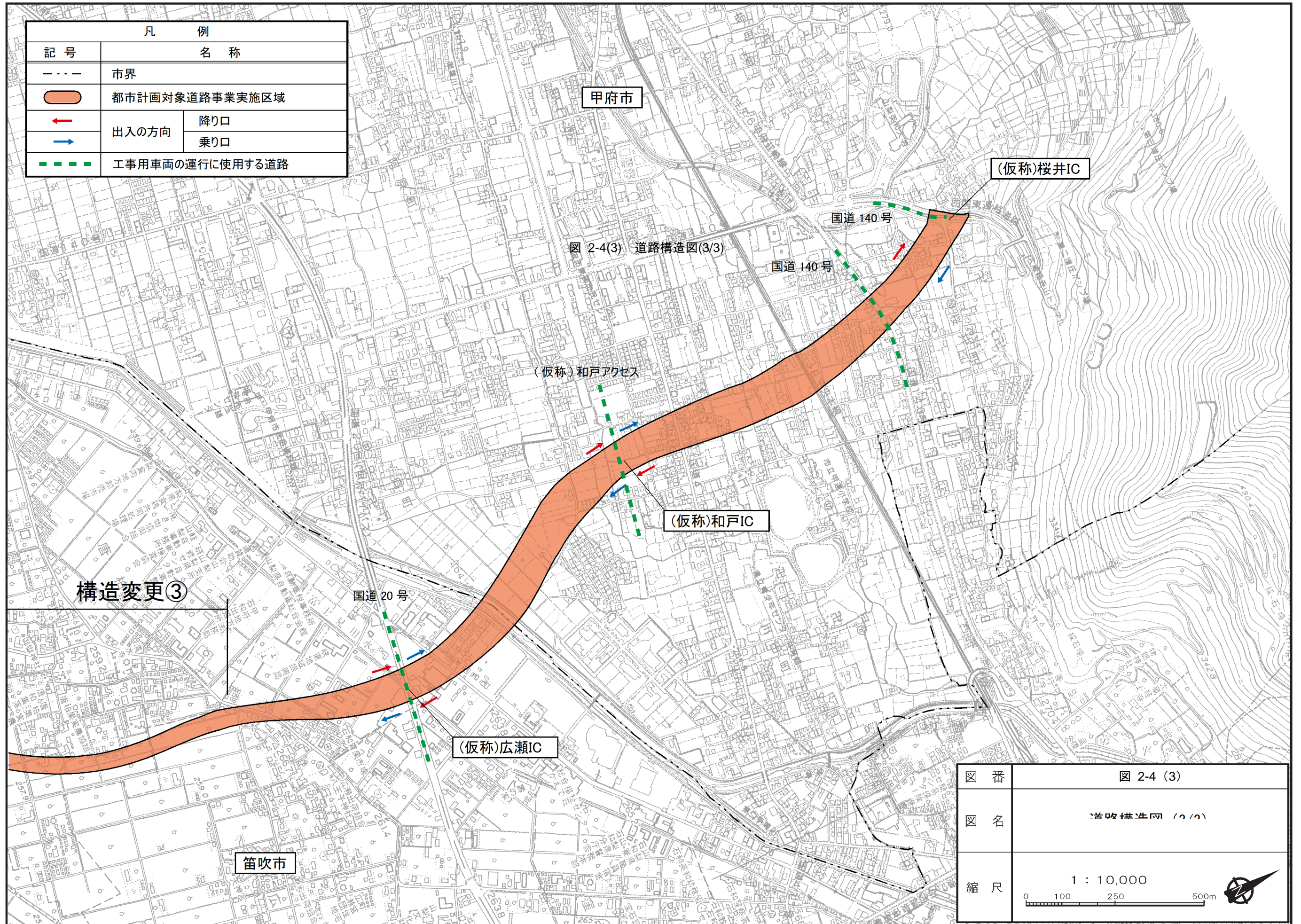




図番	図 2-4 (2)
図名	道路構造図 (2/3)
縮尺	1 : 10,000 0 100 250 500m

凡 例		
記号	名称	
---	市界	
■	都市計画対象道路事業実施区域	
↑	出入の方向	降り口
↓		乗り口
---	工事用車両の運行に使用する道路	





凡 例		
記 号	名 称	
---	市界	
	都市計画対象道路事業実施区域	
	出入の方向	降り口
		乗り口
	工事用車両の運行に使用する道路	

図 2-4(3) 道路構造図(3/3)

図 番	図 2-4 (3)
図 名	道路構造図 (3/3)
縮 尺	1 : 10,000

0 100 250 500m



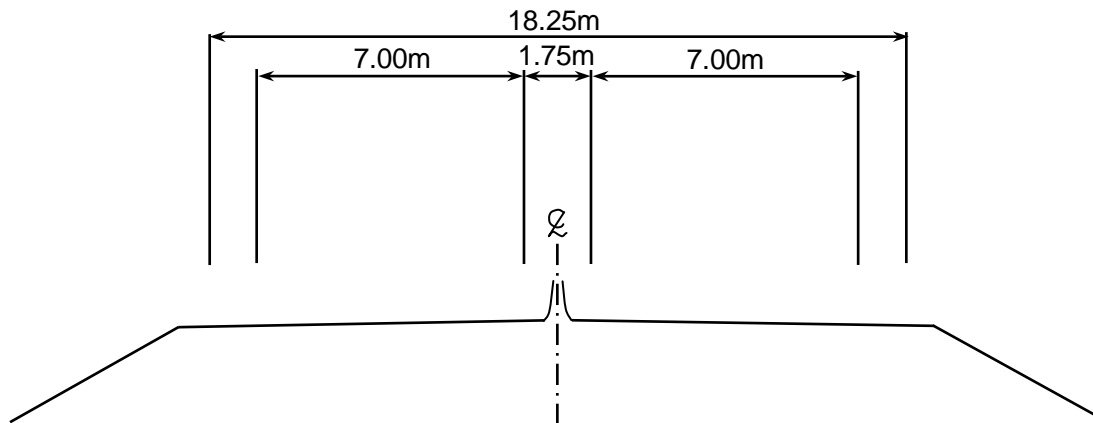


図 2-5 (1) 標準断面構成 (嵩上式 (盛土部))  
 (平均的な高さ約 6m、最も高い地点の高さ約 13m (笛吹市東油川))

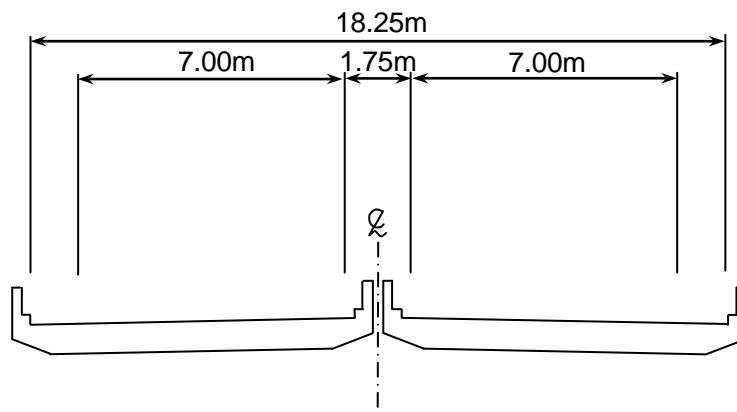


図 2-5 (2) 標準断面構成 (嵩上式 (橋梁部))  
 (平均的な高さ約 10m、最も高い地点の高さ約 14m (笛吹市東油川))



### 2.3.2. 工事計画の内容

#### 1) 工事区分及び想定される工種

本事業の工事は、本線とインターチェンジ部に分けられ、土工、橋梁の2種類から構成される。工事区分及び想定される工種は、表 2-4 に示すとおりである。

盛土部に用いる土砂等は、当初、隣接する事業である「都市計画道路甲府外郭環状道路北区间」の建設発生土を可能な限り流用する計画であったが、工事の進捗状況から土砂等の流用が困難であったため、国道 300 号灯第二トンネルの建設工事現場等から発生した土砂（建設発生土）を受け入れている。

なお、建設発生土の受け入れにあたっては、土壌、重金属等の含有、溶出試験等の分析を行うことで安全性が確保された発生土を搬入している。

表 2-4 主な工事区分の概要

道路構造の種類	工事区分	想定される工種
嵩上式（盛土部）	土工	擁壁工、盛土工、法面工、舗装工・設備工
嵩上式（橋梁部）	橋梁	基礎杭工、土留工、掘削・支保工、橋台・橋脚構築工、橋梁架設工、床版工、舗装工・設備工

## 2) 施工方法

### (a) 土工

盛土部の土工工事の施工順序は、図 2-6 に示すとおりである。準備工として、工事用道路の建設、工事施工ヤードの整備を実施、機材の搬入を行う。なお、軟弱地盤対策が必要な場合は地盤改良工を実施する。その後、擁壁工を施工して道路構造物を構築する。次に、盛土工として、事業実施区域内より運搬された土砂等を建設機械により、まき出し、敷均した後、転圧機械により締め固め作業を行う。この作業を繰り返し舗装面下まで盛土を構築する。盛土工を進めた段階で、機械による法面整形、法面緑化等を行い、法面保護を行う。最後に、機械施工により、舗装工・設備工を施工し、完成となる。

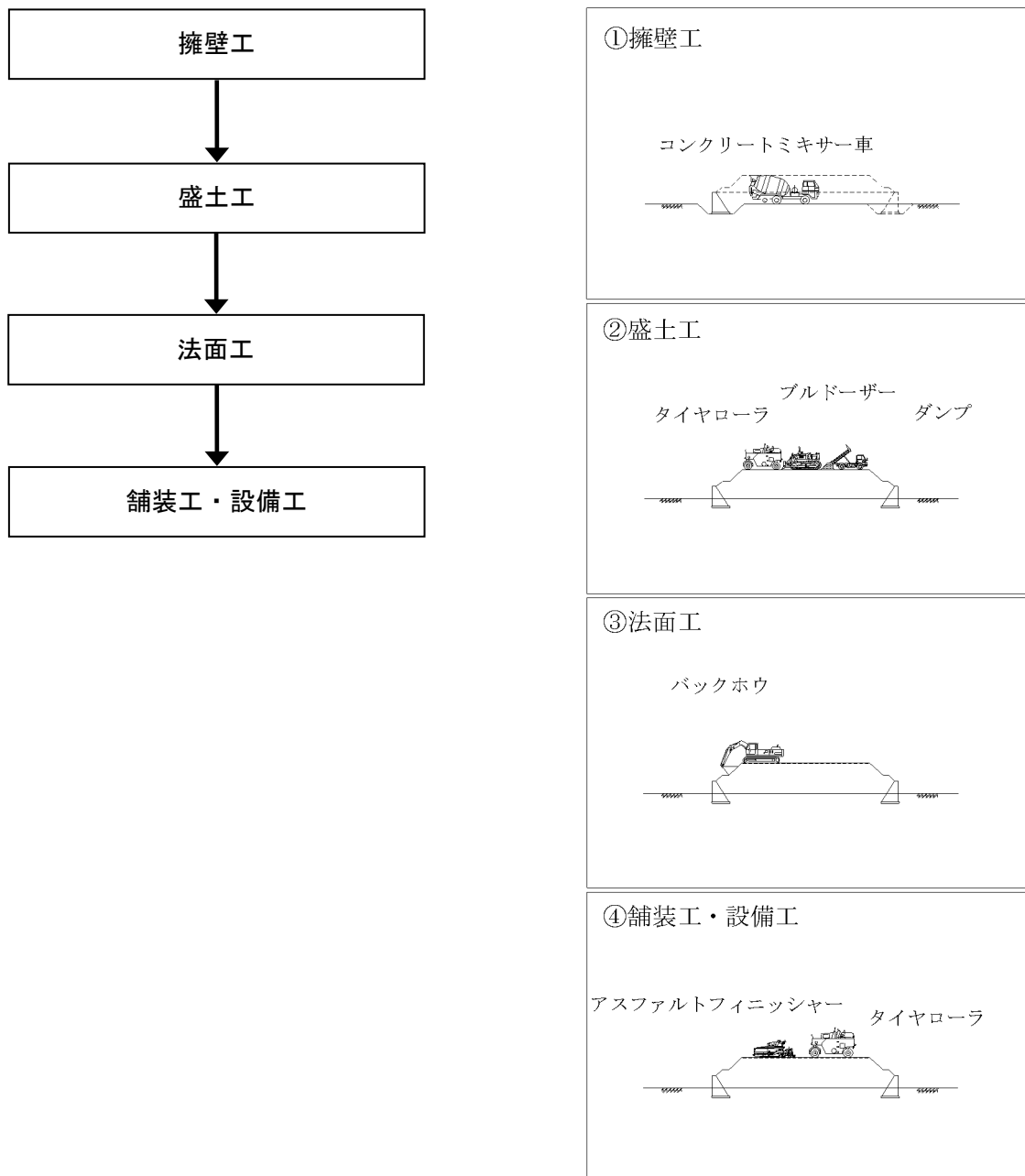


図 2-6 土工工事（盛土）の施工順序

## (b) 橋梁

橋梁部の施工順序は、図 2-7 に示すとおりである。最初に橋台・橋脚の基礎としての杭を施工し、土留め、掘削を行った後、橋台・橋脚の躯体を構築する。なお、軟弱地盤対策が必要な場合は地盤改良工を実施する。躯体完成後、橋桁を架設し、床版を施工した後に舗装・設備工を施工して完成となる。

また、橋梁部の塗料については、「鋼道路橋防食便覧」((公社)日本道路協会)などにに基づき、VOC(揮発性有機化合物)を低減した塗料の適用を検討する。

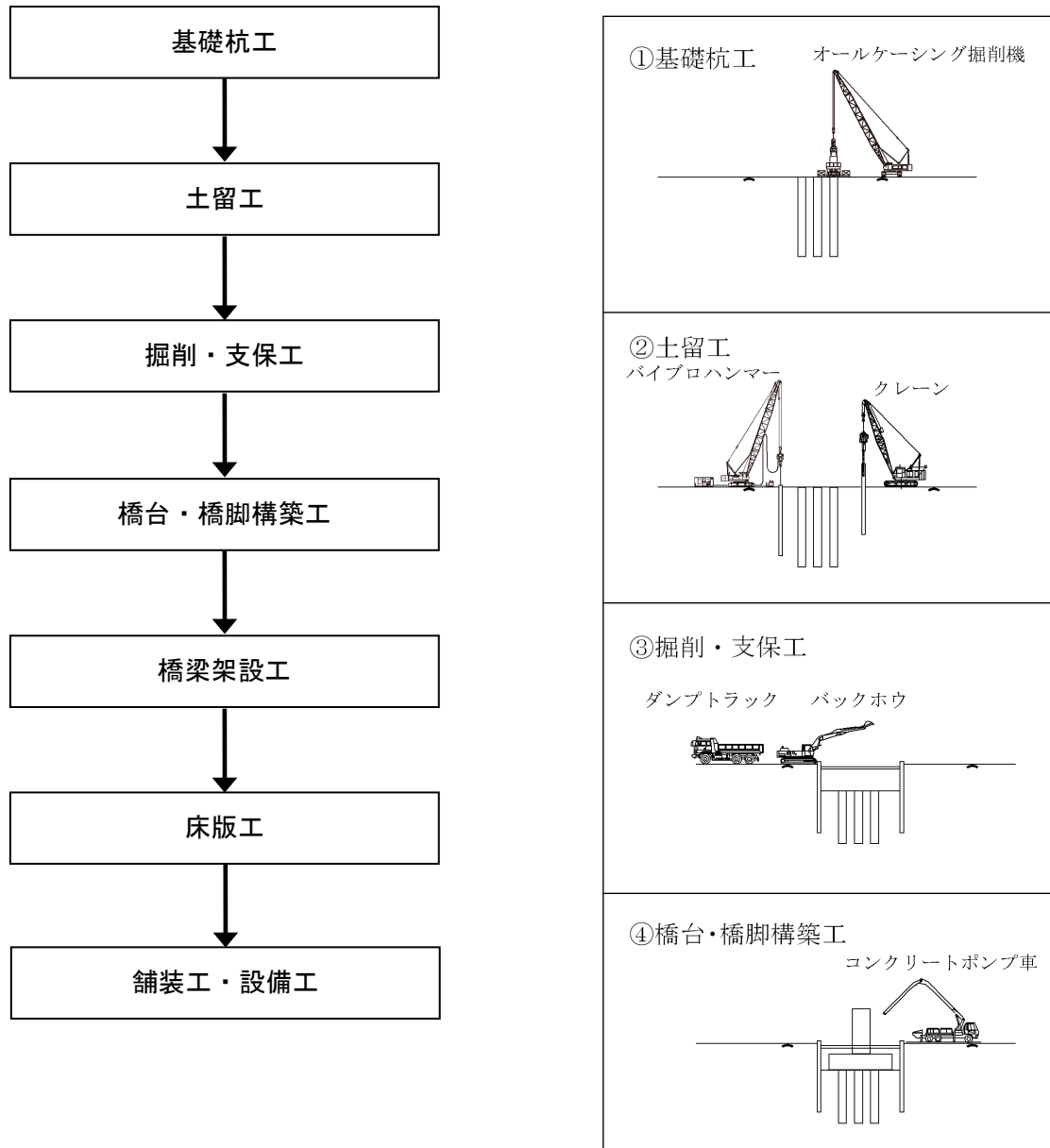


図 2-7 (1) 橋梁工事の施工順序



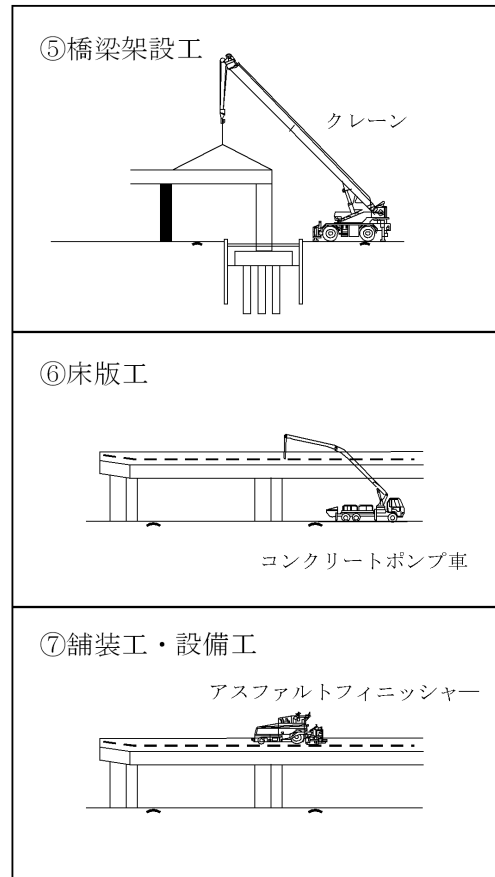


図 2-7 (2) 橋梁工事の施工順序

### 3) 使用する主な建設機械及び工事用車両

各工事の主な作業内容と使用する主な建設機械及び工事用車両は、表 2-5 に示すとおりである。

表 2-5 使用する主な建設機械及び工事用車両

工事区分	主な工種	主な作業内容（種別）	主な建設機械及び工事用車両
土工	擁壁工	支保工、コンクリート工	コンクリートミキサー車、クレーン、バックホウ
	盛土工	盛土工	ブルドーザ、タイヤローラ、ダンプトラック
	法面工	法面整形工、植生工	バックホウ、トラック
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー
橋梁	基礎杭工	場所打杭工（オールケーシング）	オールケーシング掘削機
	土留工	土留工	クレーン、バイプロハンマ
	掘削・支保工	掘削工（土砂掘削）、支保工	バックホウ、ダンプトラック、クレーン
	橋台・橋脚構築工	コンクリート工	コンクリートポンプ車、クレーン
	橋梁架設工	橋桁架設工	クレーン
	床版工	コンクリート工	コンクリートポンプ車、クレーン
	舗装工・設備工	アスファルト舗装工、設備工	アスファルトフィニッシャー

#### 4) 工事施工ヤード、工事用道路の設置位置

##### a) 工事施工ヤード

工事施工ヤードは、計画路線区域内を極力利用することとし、工事の進捗に応じて適宜設置した。工事施工ヤードの概略範囲を図 2-8 に示す。

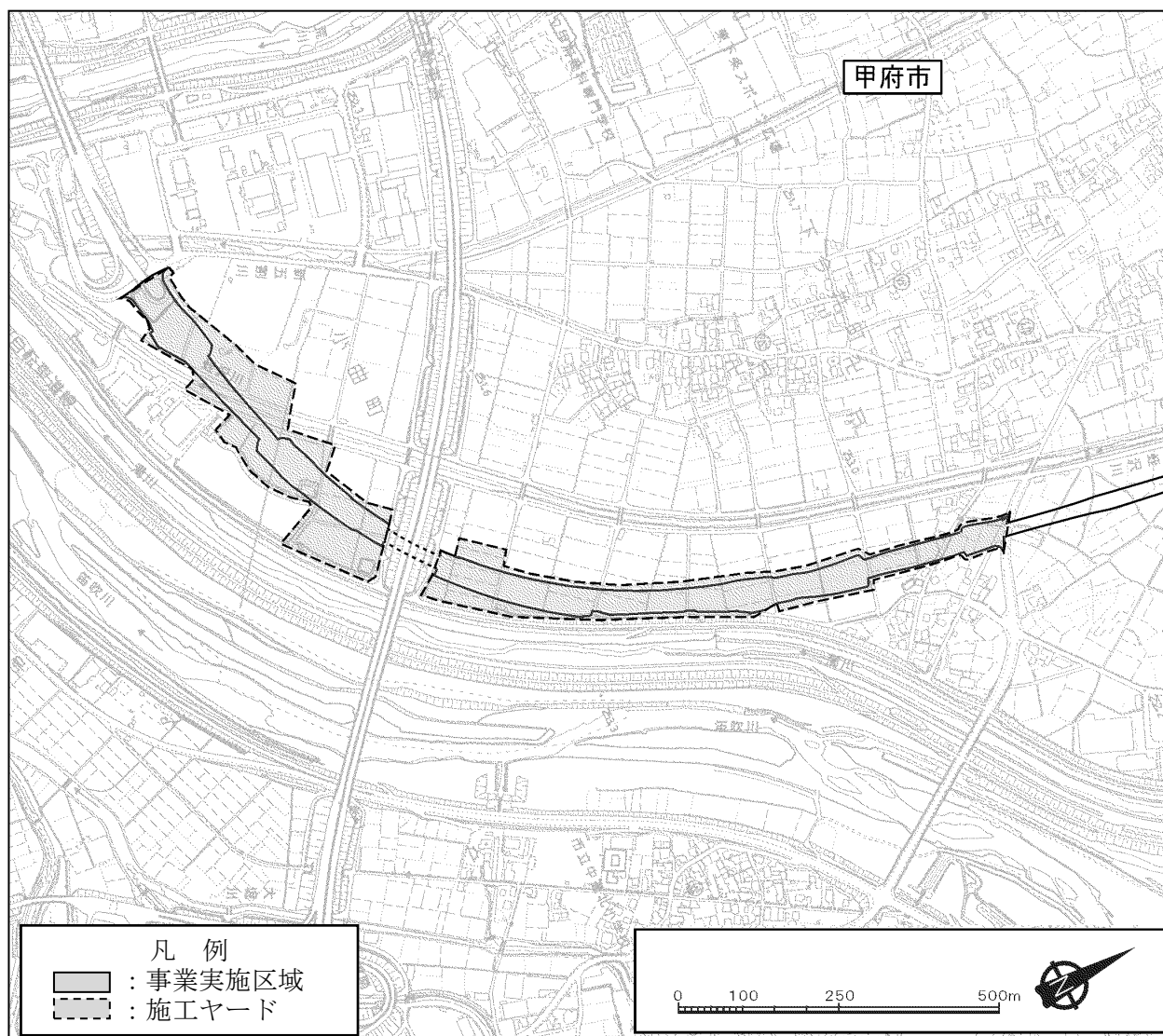


図 2-8 工事施工ヤードの概略範囲

##### b) 工事用道路

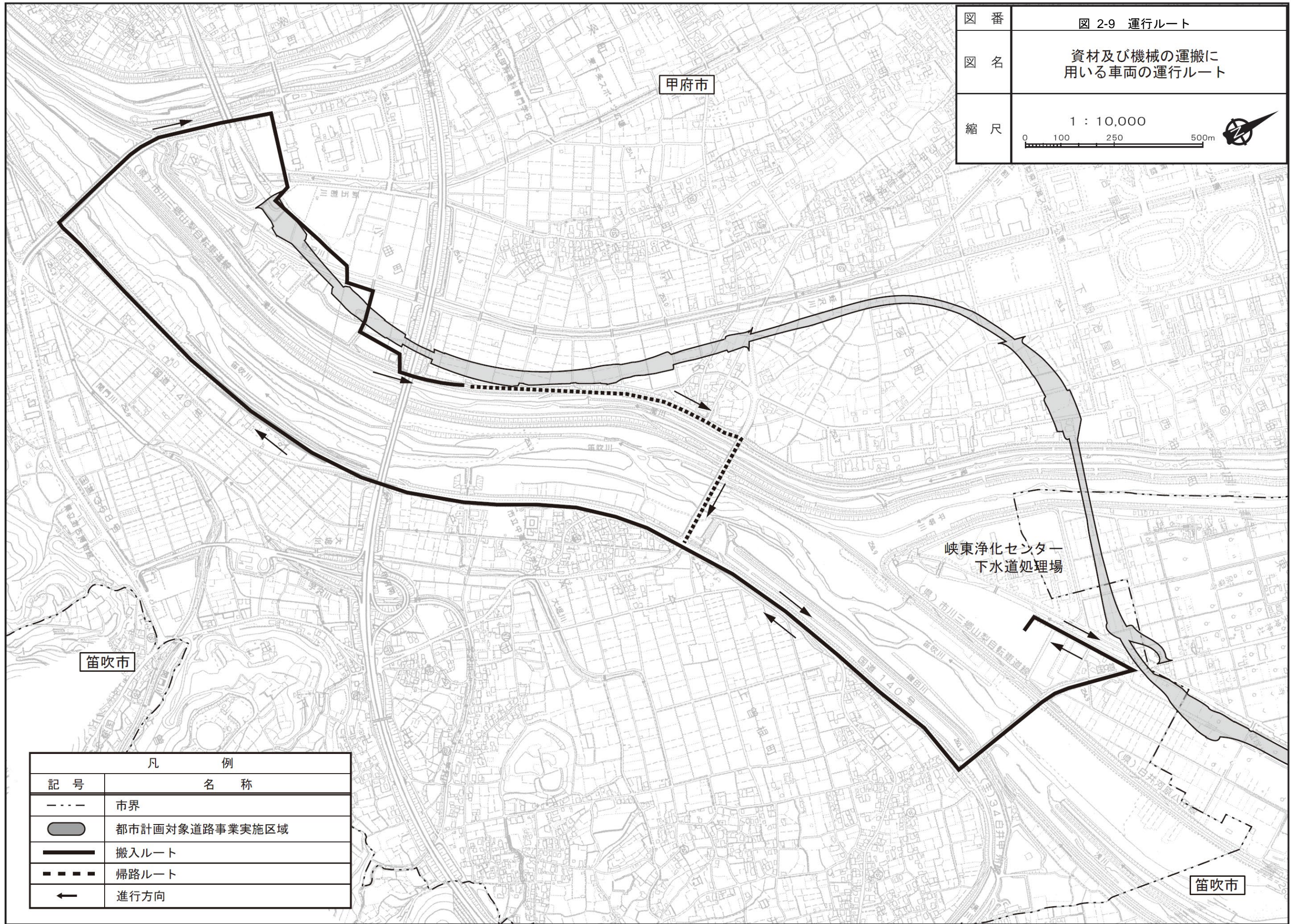
資材及び機械の運搬に用いる車両（建設発生土の運搬）の運行ルートは、図 2-9 に示すとおりである。

運行ルートは道路沿道への影響を低減するため、一方通行のルートを設定した。

建設発生土は、計画路線近くに設けた仮置き場（峡東浄化センター未利用地を利用）に一時保管し、盛土工区へ運搬している。



図番	図 2-9 運行ルート
図名	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート
縮尺	1 : 10,000 0 100 250 500m



凡 例	
記号	名称
-----	市界
●	都市計画対象道路事業実施区域
——	搬入ルート
- - - -	帰路ルート
←	進行方向

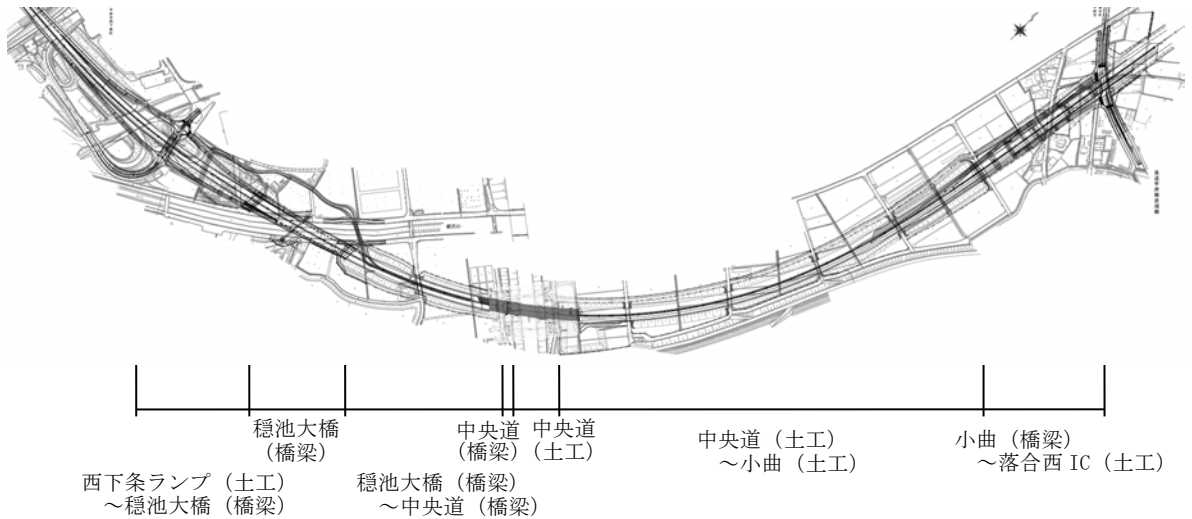


## 5) 工事工程の概要

中間報告書その1の報告対象である1期区間に係る工事工程の概要は、表2-6に示すとおりである。

表 2-6 工事工程

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
区間	施工内容	▼工事着手								▼工事完了予定
西下条ランプ(土工) ～穏池大橋(橋梁)	道路改良工			---		---		---	---	---
	橋梁工							---	---	
	法面工							---		
穏池大橋(橋梁)	仮設工	---								
	橋梁上部工	---	---	---	---					
	舗装工						---			
穏池大橋(橋梁) ～中央道(土工)	道路改良工			---		---				
	橋梁・道路改良								---	
	法面工								---	---
中央道(橋梁)	橋梁・道路改良								---	---
中央道(土工)	雨渠工				---	---	---	---		
中央道(土工) ～小曲(土工)	道路改良工				---	---	---	---		
	法面工								---	---
小曲(橋梁)～ 落合西IC(土工)	橋梁上部工				---	---	---	---		
	落合西ランプ交差点工事							---	---	
全区間	舗装・付属物工							---	---	---



## 2.4. 事業の進捗状況

国土交通省が担当する区間（甲府市桜井町～国道 20 号甲府市向町：延長約 2km）及び山梨県が担当する区間（甲府市西下条町～甲府市桜井町：延長約 7 km）の事業の進捗状況を以下に記載する。

### 2.4.1. 国土交通省が担当する区間

国土交通省が担当する区間は、平成 28 年度より事業着手した。

平成 28 年 9 月には測量・地質調査説明会を開催している。

### 2.4.2. 山梨県が担当する区間

山梨県が担当する区間の事業の進捗状況は、表 2-7 に示すとおりであり、現在、中間報告書手続を行っている。

山梨県が担当する区間は、1 期区間について平成 26 年度、2 期区間について平成 29 年度より事業着手した。現在、1 期区間は主要な工事が概ね完了しており、令和 4 年度に工事完了、暫定 2 車線供用の開始を予定している。2 期区間は工事中であり、リニア中央新幹線の開業までに工事完了、暫定 2 車線供用の開始を予定している。

本事業は、工事中・供用後に事後調査を行い、事後調査の結果について中間報告書を作成する計画である。中間報告書の作成は 3 回を予定しており、1 回目を令和 3 年度（1 期区間の工事中）、2 回目を 2 期区間の暫定 2 車線供用に合わせて、3 回目を 1 期区間、2 期区間及び国土交通省が担当する区間を含む全線の暫定 2 車線供用から 3 年後に作成する予定である。

本中間報告書は、このうちの 1 回目にあたる。

完成 4 車線化の工事中・供用後の事後調査内容及び中間報告書・完了報告書の提出時期は、4 車線化の事業計画が具体化した段階で設定する。



表 2-7 事業の進捗状況

		平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度	令和 〇年度					
1期区間													供用 3年後									工事完了 完成4車線供用		供用 3年後			
西下条ランプ(土工) ～穂池大橋(橋梁)	道路改良工			---		-----		-----														※完成4車線化の工事中・供用後の事後調査内容及び中間報告書・完了報告書の提出時期は、4車線化の事業計画が具体化した段階で設定する。					
	橋梁工							-----																			
	法面工							---																			
穂池大橋(橋梁)	仮設工	---																									
	橋梁上部工		-----			-----																					
	舗装工						---																				
穂池大橋(橋梁) ～中央道(土工)	道路改良工			-----		-----		-----																			
	橋梁・道路改良								-----																		
	法面工								-----																		
中央道(橋梁)	橋梁・道路改良								-----																		
中央道(土工)	両渠工																										
中央道(土工) ～小曲(土工)	道路改良工					-----		-----																			
	法面工								-----																		
小曲(橋梁)～ 落合西IC(土工)	橋梁上部工					-----		-----																			
	落合西ランプ交差点工事							-----																			
全区間	舗装・付属物工							-----																			
2期区間																											
中間報告書手続																											

### 第3章 関係地域

#### 3.1. 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（条例 16 条第 3 項）

山梨県環境影響評価条例第 16 条第 3 項の関係地域は、都市計画道路甲府外郭環状道路東区間により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築がありうる範囲である「都市計画対象道路事業実施区域」が所在する甲府市、笛吹市を対象とした。

本事業における関係地域は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 関係地域

県名	市名	旧市町村名
山梨県	甲府市	甲府市、中道町、上九一色村（北部）
	笛吹市	石和町、春日居町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、芦川村
計	2 市	—

注) 環境影響評価書では、統計資料等における旧町村名の記述はそのまま旧町村名で記載している。